

2011(平成23)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 21204 性別に基づく暴力等への取組

主担当：健康福祉部子育て支援課 課長 田中 規倫

電 話：059-224-2271

基本事業の目的

DVを許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

各種データ

| 県の活動指標 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成27年度 | 目標 達成状況 |
|---------------------------|--------|--------|--------|------------|
| | 下：実績値 | 上：目標値 | 上：目標値 | |
| 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | 12箇所 | 15箇所 | 24箇所 | — |
| | | | | — |
| | | | | — |

| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|----------|---------|---------|------|------|------|
| 予算額等（千円） | 129,635 | 134,855 | | | |

平成23年度取組概要

- ・女性相談所において、保護を要する女性、ドメスティック・バイオレンス被害者などの相談・自立支援を行い、被害者の相談等に対応するとともに、被害女性 等の一時保護を行いました。
- ・女性相談所、県福祉事務所に配置する女性相談員に対し、配偶者からの暴力に関する相談に適切に対応するため、資質向上のため、体系的な専門研修を 行いました。
- ・デートDVについて、大学での公開講座を開催するほか、初めて街頭啓発活動を行い若者等への意識付けを行いました。
- ・地域DV防止会議を5福祉事務所で開催し、研修会の実施により、関係者の資質向上を図りました。

平成 23 年度の取組の検証（成果や課題、その要因）

- ・改正DV法について、県民に周知するとともに、潜在化しているDV被害者が相談できるよう啓発の強化を図ることが課題となっています。
- ・若年層で広がっている、交際中の男女間の暴力（デートDV）防止の、啓発をより一層すすめることが課題となっています。

平成 24 年度の改善ポイントと取組方向

- ・三重県DV防止及び被害者保護支援基本計画の目標に沿って取組を進めます。
- ・地域における相談体制の充実をはかります。
- ・DV、デートDV防止の啓発ちらし、ポスター等を作成し、県民への普及啓発をより一層進めます。

構成する事務事業

| 事務事業名 | 事業目的 | 予算額等 (千円) | 取組内容とその結果 | 貢献度 |
|--------------------|--|--------------|--|-----|
| A 女性相談事業 子育て支援課 | 生活困窮や家庭破綻等により保護を要する女性やドメスティック・バイオレンスによる被害者等が、適切な宿所の提供等により安全が確保され、自立のための相談、支援を受けられることを目的とします。 | 94,704 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護を要する女性、ドメスティック・バイオレンス被害者などの相談・自立支援を行うため、女性相談所を適切に運営しました。 ・年間に実人数で要保護女性 101 人（同伴のこども 96 人）、延べ人数で 2,063 人、婦人保護施設等で延べ 264 人の一時保護委託、計延べ 2,327 人の一時保護を行いました。 ・昼間仕事のため相談できない人のために、週 2 回 20 時まで 計 64 件夜間の電話相談を実施しました。 ・心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を計 26 回行い心のケアに努めました。 ・同伴する児童が、落ち着いた状態で過ごせるよう、児童指導室の整備、児童指導員の配置により、児童の精神的不安の解消、子育て不安の母親の指導を行いました。 ・婦人保護施設に収容保護した要保護女子について、適切な処遇に努めました。 | 大 |

| | | | | |
|--|--|---------------|---|----------|
| <p>B DV対策基本計画推進事業 ----- 子育て支援課</p> | <p>配偶者からの暴力を受けた被害者が、相談機関に相談し、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関の連携により、自立に向けた支援を受けられることを目的とします。</p> | <p>32,710</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域DV防止会議を5福祉事務所で開催し、関係者の資質向上のための研修会を実施しました。 ・デートDVについて、高校生等を対象にした防止啓発講座を開催32校で33回開催したほか、県内12箇所で警察署ほか関係機関や団体とともに街頭啓発活動を行い、若者への情報発信を行いました。 ・女性相談所と県福祉事務所に女性相談員を計8名配置し、女性に関する相談に対応しました。 ・外国人のDV被害に対応するため、通訳養成講座を実施するとともに、通訳派遣を行いました。 ・16組のDV被害にあった母子の心理的支援を行いました。 | <p>大</p> |
|--|--|---------------|---|----------|

| | | | | |
|---|--|---------------|---|----------|
| <p>C 女性に対する暴力防止総合推進事業 ----- 男女共同参画・NPO課</p> | <p>県民には、依然として「配偶者からの暴力は犯罪にならない」「一部の人だけの問題である」「被害者側にも悪い点がある」等の誤った認識が浸透していると同時に、自身の置かれた状況がDVであると気づいていない、あるいは、DV被害に苦しんでいるにもかかわらず、相談する機関等を知らずに、ひとり孤独に悩んでいる人も多いという状態を、人権が尊重され、DVをはじめとする女性に対する暴力を許さないという意識が浸透しているとともに、相談・支援体制が整備され、広く周知されているという状態にします。</p> | <p>2, 221</p> | <p>●DVをはじめとする女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であるとの認識を深めるため、全国的に取組が行われている「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日まで)にあわせ、松阪市と連携して、平成23年11月19日に「女性に対する暴力防止セミナー」を松阪市産業振興センターにおいて開催しました(参加者数97名)。また同運動期間中にはフレンテみえにおいて、パネル展示等を実施しました。 (指定管理事業としてフレンテみえに委託)</p> <p>●DV被害者のケアや予防策として、自己尊重トレーニング及び自己主張トレーニングを実施しました。(指定管理事業としてフレンテみえに委託)</p> <p>●加害者に気づかれずに相談機関を利用できるよう配慮した名刺サイズの「カード型DV相談機関一覧」を、日本語のほか、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タイ語、タガログ語の7ヶ国語で作成し、公共施設等のほか、企業のCSRによる包括協定に基づく協働の取組として県内コンビニエンスストアや県内ショッピングセンター等において設置・配布しました。</p> <p>●地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)を活用して、性暴力被害者等への支援機能を高める研修や、デートDV予防啓発指導者養成研修を実施し、男女共同参画センターの相談等機能強化を図るとともに、デートDV(若年層における交際相手からの暴力)防止に関する周知・啓発を行い、DVの未然防止や被害者の早期発見と支援に繋げるため、「デートDV防止パンフレット」や啓発物品等を作成しました。</p> | <p>大</p> |
|---|--|---------------|---|----------|